

平成 3 0 年 6 月 1 2 日

第 2 回 廿 日 市 市 議 会 議 案  
( 第 2 回 定 例 会 )

廿 日 市 市



## 第2回廿日市市議会議案目次

報告第4号	平成29年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越計算書	…… 1
報告第5号	平成29年度廿日市市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書	…… 7
報告第6号	平成29年度廿日市市水道事業会計予算繰越計算書	… 1 1
報告第7号	専決処分につき承認を求めることについて	…………… 1 5
報告第8号	専決処分につき承認を求めることについて	…………… 2 5
報告第9号	専決処分につき承認を求めることについて	…………… 3 1
報告第10号	専決処分事項の報告について	…………… 3 5
議案第57号	廿日市市手話言語の普及及び多様なコミュニケーション手段の利用促進によるやさしいまちづくり条例	… 3 7
議案第58号	廿日市市税条例等の一部を改正する条例	…………… 4 5
議案第59号	廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例	…… 6 5
議案第60号	廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の一部を改正する条例	… 6 9
議案第61号	廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	… 8 3
議案第62号	廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例	…………… 8 7
議案第63号	廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	… 9 1
議案第64号	廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	… 9 7
議案第67号	財産の取得について	…………… 1 0 1
議案第68号	工事委託契約の締結について	…………… 1 0 3

議案第 69 号	工事委託契約の締結について	105
議案第 70 号	工事委託契約の締結について	107
議案第 71 号	財産の取得について	109

報告第4号

平成29年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越計算書

平成29年度廿日市市一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月12日提出

廿日市市長 眞野 勝 弘

平成29年度廿日市市一般会計

款	項	事業名	金額
② 総務費	1 総務管理費	新機能都市開発推進事業 委託料	円 3,687,000
		中山間地域振興事業 工事請負費	18,000,000
③ 民生費	2 児童福祉費	保育園整備事業 補助金	180,951,000
⑤ 農林水産業費	1 農業費	小規模農業基盤整備事業 工事請負費	12,726,000
	2 林業費	林道整備事業 工事請負費	18,570,000
	3 水産業費	漁港整備事業負担金 負担金	1,700,000
⑥ 商工費	1 商工費	宮島おもてなしトイレ整備事業 委託料	7,793,000
⑦ 土木費	2 道路橋りょう費	道路整備事業 委託料、使用料及び賃借料、 工事請負費、用地購入費、事務費	271,093,000
		橋りょう耐震対策事業 委託料	59,911,000
	3 河川費	港湾施設整備負担金 負担金	40,569,000
		海岸保全施設整備負担金 負担金	3,000,000

## 繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 3,687,000	円	円	円 3,687,000
18,000,000		18,000,000	
1,809,000		1,608,000	201,000
12,726,000	79,000	12,627,000	20,000
18,570,000	2,000	18,496,000	72,000
700,000		600,000	100,000
7,793,000		7,700,000	93,000
271,093,000		251,814,000	19,279,000
59,911,000		57,599,000	2,312,000
35,569,000		33,500,000	2,069,000
2,500,000		2,200,000	300,000

款	項	事業名	金額
⑦ 土木費	4 都市計画費	宮島口地区整備事業 負担金	円 65,000,000
		街路廿日市駅通線整備事業 負担金	1,104,000
		街路廿日市駅通線（駅前広場）整備事業 委託料、工事請負費	77,705,000
		街路畑口寺田線4工区整備事業 用地購入費、補償費	19,026,000
		公共下水道事業特別会計繰出金 繰出金	37,500,000
		公園整備事業 委託料	15,000,000
	6 砂防費	急傾斜地崩壊対策県負担金 負担金	15,209,000
⑧ 消防費	1 消防費	防災情報収集事業 工事請負費	11,800,000
⑨ 教育費	2 小学校費	小学校リニューアル事業 委託料、工事請負費、備品購入費	76,317,000
	6 保健体育費	学校給食施設整備事業 委託料、工事請負費	807,751,000
⑩ 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	林道災害復旧事業 工事請負費	8,000,000

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 37,500,000	円	円 35,600,000	円 1,900,000
854,000		800,000	54,000
77,705,000		67,640,000	10,065,000
19,026,000		18,563,000	463,000
37,500,000		37,500,000	
15,000,000			15,000,000
15,209,000		14,400,000	809,000
11,800,000		11,800,000	
76,317,000		72,726,000	3,591,000
807,751,000		297,665,000	510,086,000
7,762,000		7,523,000	239,000



報告第5号

平成29年度廿日市市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰  
越計算書

平成29年度廿日市市公共下水道事業特別会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月12日提出

廿日市市長 眞野勝弘

平成 2 9 年度 廿日市市公共下水道事業

款	項	事業名	金額
②事業費	1事業費	廿日市処理区公共下水道整備事業 委託料、工事請負費、補償費	円 709,379,000
		大野処理区公共下水道整備事業 委託料、工事請負費	208,400,000
		宮島処理区公共下水道整備事業 委託料	163,630,000

## 特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 625,979,000	円	円 625,697,000	円 282,000
207,400,000		207,400,000	
163,630,000		163,536,000	94,000



報告第6号

平成29年度廿日市市水道事業会計予算繰越計算書

平成29年度廿日市市水道事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したから、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

平成30年6月12日提出

廿日市市長 眞野勝弘

平成 2 9 年度 廿日市市水道

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
①資本的支出	1 建設改良費	配水管整備事業	382,059,000 円	312,076,690 円	19,100,000 円

## 事業会計予算繰越計算書

の規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	工事負担金	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	<p>平良一丁目地区内 (佐方越線外)及び宮島 口三丁目地区内(赤崎 1号線)配水管整備工 事</p> <p>関連工事との調整に より、工期が翌年度に わたるため</p>
	12,144,000	6,956,000	50,882,310		



## 報告第7号

### 専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成30年6月12日提出

廿日市市長 眞野 勝 弘

- 1 専決処分の内容 廿日市市税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 平成30年3月31日

## 廿日市市税条例の一部を改正する条例

廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第24条第1項中「によつて」を「により」に改める。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第36条の2第2項中「によつて」を「により」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第47条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条

の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第52条第1項及び第2項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項

の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、

同条第8項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第7項とする。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設

である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の廿日市市税条例（以下「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、

なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、市民税等に係る改正規定が平成30年4月1日から施行されたことなどに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。



## 報告第8号

### 専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成30年6月12日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 専決処分の内容 廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 平成30年3月31日

## 廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

廿日市市都市計画税条例（昭和４２年条例第６号）の一部を次のように改正する。

附則第１６項を第１７項とする。

附則第１５項中「第３条第１項」を「第３条」に改め、同項を附則第１６項とする。

附則第１４項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第２号）附則第１８条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条」に、「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同項を附則第１５項とする。

附則第１３項中「第１７項」の次に「、第１８項、第２０項」を、「第３１項」の次に「、第３５項、第４２項」を加え、同項を附則第１４項とする。

附則第１２項中「附則第４項及び第６項」を「附則第５項及び第７項」に、「附則第４項及び第７項」を「附則第５項及び第８項」に、「附則第５項、第７項及び第８項」を「附則第６項、第８項及び第９項」に、「附則第７項から第９項まで」を「附則第８項から第１０項まで」に、「附則第９項」を「附則第１０項」に、「附則第１０項」を「附則第１１項」に改め、同項を附則第１３項とする。

附則第１１項中「附則第９項」を「附則第１０項」に改め、同項を附則第１２項とする。

附則第１０項を附則第１１項とする。

附則第９項（見出しを含む。）中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同項を附則第１０項とする。

附則第８項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「附則第４項」を「附則第５項」に改め、同

項を附則第9項とする。

附則第7項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項の前の見出し及び同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項の次に次の1項を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下

この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の廿日市市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が平成30年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。



## 報告第9号

### 専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成30年6月12日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 専決処分の内容 廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 平成30年3月31日

## 廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第19条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第20条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

### 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項ただし書及び第19条の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が平成30年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。



報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月12日

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて  
損害賠償額 292,400円
  
- 2 専決処分年月日 平成30年5月12日

(参考事項)

平成30年3月9日大野東中学校グラウンドで発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 57 号

廿日市市手話言語の普及及び多様なコミュニケーション手段の利用促進  
によるやさしいまちづくり条例案を次のように提出する。

平成 30 年 6 月 12 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

## 廿日市市手話言語の普及及び多様なコミュニケーション手段 の利用促進によるやさしいまちづくり条例

全ての市民が安心して豊かに暮らすためには、相手の想いや考えを理解し、相互に人格と個性を尊重し合い、情報の取得により自ら意思決定できることが大切である。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられ、全ての障がいのある人に、可能な限り、手話を含む言語その他の手段についての選択の機会が確保されることなどを旨として、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が図られなければならないとされた。

### 手話は言語

かつて、手話は言語として認められず、また、ろう者への教育においても口話法が推進されるなど、手話を習得し使用することに多くの制約があった。その中であって手話は、ろう者が物事を考え、意思疎通を図るために守り受け継いできた生きた言語であり、手指や体の動き・表情などを使い、視覚的に表現する独自の体系と文法を持つ非音声言語として認識を深める必要がある。

また、生活の様々な場面において、手話が使え環境を確保し、ろう者が多くの情報を取得することで、誰もが自分の言語で自分らしく生き、その個性を十分に発揮し、地域社会においてもより暮らしやすく、様々な場面で活躍することが可能となるよう、広く「手話が言語である」ことを普及する必要がある。

### 多様なコミュニケーション手段の確保

障がいのある人は、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の確保が不十分な中、情報の取得や相互理解の難しさ、そのことから生じる誤解や偏見による生きづらさを抱えている。

このため、障がいのある人がその特性に応じて必要となるコミュニケーション手段が異なることを広く周知し、また、自らが判断し意思決定するためにも、必要なコミュニケーション手段が選択できる環境を整える必要がある。

このような状況においては、全ての市民が、手話が言語であること及び障がいのある人など意思疎通が困難な人の思いや考えを理解し、相互に人格と個性を尊重し合うために、多様なコミュニケーション手段が必要であることの認識を共有することが大切である。

ここに廿日市市は、コミュニケーションが円滑に行われるまちづくりを進めることとし、全ての市民が安心して豊かに暮らすことができ、また、本市を訪れる多様な人々も再び訪れたいと思うような「ひとりひとりが笑顔になるやさしいまちはつかいち」の実現に向け、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であることの普及及び多様なコミュニケーション手段の円滑な利用の促進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話を習得し、及び障がいのある人がその障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を選択しやすい環境を整備するための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民が相互に理解し人格と個性を尊重し、安心して豊かに暮らすことができるまちづくりを実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難治性疾患、高次脳機能障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

- (2) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) コミュニケーション手段 手話、要訳筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、平易な表現、音訳、代読、実物又は絵図の提示、意思疎通補助、代替的な手段としての情報及びコミュニケーション支援用具等をいう。
- (4) コミュニケーション支援者 手話通訳、要訳筆記、点訳、音訳、朗読、盲ろう者向け通訳及び介助その他の障がいのある人への伝達補助等を行う者をいう。
- (5) 合理的配慮 障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないとき、当該障がいのある人の権利を侵害することのないよう個別の状況に応じて行う措置をいう。
- (6) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (7) 事業者 市内において商業その他の事業を行う個人及び法人（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 手話が言語であることの普及及び多様なコミュニケーション手段の円滑な利用の促進は、全ての市民が、相互の理解及び人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話が言語であることの普及並びに多様なコミュニケーション手段の円滑な利用の促進及びそのために事業者が行う合理的配慮の提供への支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、安心して豊かに暮らすことができるまちづくりの実現に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるとともに、コミュニケーション支援者と連携し、障がいのある人がコミュニケーション手段を円滑に利用するための合理的配慮の提供に努めるものとする。

(訪問者等への対応)

第7条 市、市民及び事業者は、本市を訪問し、又は本市に滞在する障がいのある人が、情報を取得し、及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を選択しやすい環境づくりに努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的な推進等)

第8条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定する計画において、次に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話が言語であることの普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解を推進するための施策
  - (2) 全ての市民が可能な限り意思疎通の手段としてコミュニケーション手段を選択することができること及びコミュニケーション手段による意思疎通や情報取得を円滑に行うことができることのための環境整備並びに事業者が行う合理的配慮の提供への支援に係る施策
- 2 市は、前項各号に規定する施策を推進するための方針を策定するものとする。
- 3 市は、施策の実施状況の点検及び見直しを行うものとし、当該点検及び見直しに当たっては、関係者等から意見聴取を行うものとする。

(周知及び普及)

第9条 市は、市民及び事業者が相互に理解し尊重するために、次の取組を行うものとする。

- (1) 手話が言語であることの普及
- (2) 障がいの特性への理解と必要なコミュニケーション手段についての周知

(学習機会の確保等)

第10条 市は、市民及び事業者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の重要性に対する理解を深めるため、学校等関係機関と協力して講習会を実施し、学習機会の確保を図るものとする。

2 市は、障がいのある人が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を円滑に利用できるよう、コミュニケーション手段を習得する機会の確保を図るものとする。

3 市は、聴覚に障がいのある子どもが乳幼児期からその保護者等と共に手話を習得し、及び情報の交換等をするための機会の確保を図るものとする。

(人材の養成)

第11条 市は、障がいの特性に応じたコミュニケーション支援者が確保されるよう、養成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の発信等)

第12条 市は、障がいのある人が市政に関する情報を取得しやすいよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用して情報を発信するよう努めるものとする。

2 市は、災害発生時等の非常時において、障がいの特性に応じた情報を発信するとともに、意思疎通への支援を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(提案理由)

全ての市民が相互に理解し人格と個性を尊重し、安心して豊かに暮らすことができるまちづくりを実現することを目的として、手話言語の普及及び多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する基本理念その他必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。



議案第 5 8 号

廿日市市税条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

## 廿日市市税条例等の一部を改正する条例

(廿日市市税条例の一部改正)

第1条 廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第48条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第24条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に、「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を

經由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

1 1 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

1 2 第 1 0 項の規定により行われた同項の申告は、法第 7 6 2 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第 9 2 条を第 9 2 条の 2 とし、第 2 章第 4 節中同条の前に次の 1 条を加える。

（製造たばこの区分）

第 9 2 条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第 9 3 条の次に次の 1 条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第 9 3 条の 2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグ

リセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に

換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当す

る金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条中第7項を第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。

附則第10条の2中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 廿日市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第7項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第8項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 廿日市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 廿日市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 廿日市市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(廿日市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 廿日市市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「廿日市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「廿日市市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中廿日市市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条

の改正規定並びに第 6 条並びに附則第 5 条から第 7 条までの規定 平成 30 年 10 月 1 日

(2) 第 1 条中廿日市市税条例第 24 条第 2 項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第 36 条の 2 第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 17 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項の規定 平成 31 年 1 月 1 日

(3) 第 2 条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 4 条の規定 平成 31 年 4 月 1 日

(4) 第 2 条中廿日市市税条例第 94 条第 3 項の改正規定 平成 31 年 10 月 1 日

(5) 第 1 条中廿日市市税条例第 23 条第 1 項及び第 3 項並びに第 48 条第 1 項の改正規定並びに同条に 3 項を加える改正規定並びに次条第 3 項の規定 平成 32 年 4 月 1 日

(6) 第 3 条並びに附則第 8 条及び第 9 条の規定 平成 32 年 10 月 1 日

(7) 第 1 条中廿日市市税条例第 24 条第 1 項第 2 号の改正規定、同条例第 2 項の改正規定（第 2 号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第 34 条の 2 及び第 34 条の 6 の改正規定並びに同条例附則第 5 条の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成 33 年 1 月 1 日

(8) 第 4 条並びに附則第 10 条及び第 11 条の規定 平成 33 年 10 月 1 日

(9) 第 5 条の規定 平成 34 年 10 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の廿日市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第 7 号に掲げる規定による改正後の廿日市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 33 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 32 年度分までの個人の市民税については、なお従

前の例による。

- 3 第1条の規定による改正後の廿日市市税条例（次条第1項において「新条例」という。）第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械

装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(廿日市市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第35号)附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の廿日市市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該

売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	廿日市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限

	告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 24 号）別記第 2 号様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 2 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 3 項

5 30 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第 7 条 平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間における前条第 4 項の規定の適用については、同項の表第 19 条第 3 号の項中

「第 8 1 条の 6 第 1 項の申告書、第 9 8 条第 1 項」とあるのは、「第 9 8 条第 1 項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 8 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第 9 条 平成 3 2 年 1 0 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 1 条第 9 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 4 3 0 円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 3 0 年総務省令第 2 5 号。附則第 1 1 条第 2 項において「平成 3 0 年改正規則」という。）別記第 2 号様式による申告書を平成 3 2 年 1 1 月 2 日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 3 3 年 3 月 3 1 日までに、その申告に係る税金を施行規則第 3 4 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定する

もののほか、第3条の規定による改正後の廿日市市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	廿日市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項

	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持され

るものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の廿日市市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	廿日市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限

	告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 25 号）別記第 2 号様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 11 条第 3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 11 条第 2 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 11 条第 3 項

5 33 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(提案理由)

地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、市民税等に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。



議案第 59 号

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 30 年 6 月 12 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

## 廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

(廿日市市都市計画税条例の一部改正)

第1条 廿日市市都市計画税条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第14項中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める。

第2条 廿日市市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第14項中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中附則第14項の改正規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）附則第1項の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の廿日市市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正されたことに伴い、都市計画税に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。



議案第60号

廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成30年6月12日

廿日市市長 眞野 勝 弘

## 廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の一部を改正する条例

廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例（平成15年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第10条を第21条とし、同条の前に次の7条を加える。

（指定管理者の指定の申請）

第14条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る魅惑の里の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、魅惑の里の利用者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、魅惑の里の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 地域の活性化を図るための施設としての魅惑の里の役割に適合した事業を行う能力を有しているものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、魅惑の里の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

（指定管理者が行う業務）

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 魅惑の里の利用の許可に関する業務
- (2) 利用料金の徴収に関する業務

(3) 魅惑の里の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、魅惑の里の運営に関して市長が必要と認める業務

(事業報告書の作成及び提出)

第17条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第18条 市長は、魅惑の里の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第19条 市長は、指定管理者が第17条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによつて、指定管理者に損害が生じることがあつても、これに対して賠償する義務を負わない。

(市長による管理)

第20条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときその他やむを得ない事情があると認めるときは、第4条の規定にかかわらず、指定管理者の指定をし、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に魅惑の里の管理に係る業務の全部又は一部を行うことができる。

2 前項の場合における第5条第2項及び第6条第2項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「あらかじめ市長の承認を得て、前項」とあるのは「前項」とする。

3 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、

当該停止を命じた業務に第16条第1号に規定する業務が含まれる場合に限る。)における第7条、第8条、第11条第1項及び第13条の規定の適用については、第7条第1項中「指定管理者」とあるのは「当該利用について指定管理者の許可を受けている場合を除き、市長」と、同条第2項、第8条、第11条第1項並びに第13条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「第10条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金」とあるのは「別表第3に定める使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

4 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第16条第2号に規定する業務が含まれる場合に限る。）において、利用者は、第9条第1項の規定にかかわらず、別表第3に定める使用料を市長に納付しなければならない。ただし、当該利用について同項に規定する利用料金を指定管理者に納付している場合は、この限りでない。

5 前項本文の場合における第9条第2項から第4項まで並びに第12条第2項及び第3項の規定の適用については、第9条第2項から第4項までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「第10条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金」とあるのは「別表第3に定める使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

6 第1項の規定により市長が魅惑の里の管理に係る業務の全部又は一部を行った場合において、指定管理者を指定し、又は同項に規定する期間が終了したことにより指定管理者が当該業務を行うこととなる場合における第7条第1項及び第9条第1項の規定の適用については、第7条第1項中「指定管理者」とあるのは「当該利用について市長の許可を受けている場合を除き、指定管理者」と、第9条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について第20条第4項本文の規定により使用料を納付している場合は、この限りでない」とする。

第9条第1項中「前条の規定により利用の予約をした者（以下「予約者」という。）は」を「予約者は、前条第1項の規定により利用の予約をした後」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「別表に定める使用料」を「第10条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とする。

第8条に次の2項を加え、同条を第12条とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により利用の予約をした者（以下「予約者」という。）に予約金を前納させることができる。

3 前項の予約金の額は、第10条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金の額の範囲内で指定管理者が定める。

第7条第1項中「市長」を「指定管理者」に、「利用者」を「利用許可者」に改め、同項第2号中「第5条」を「第8条」に改め、同条第2項中「利用者」を「利用許可者」に改め、同条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

（利用料金の収入等）

第10条 利用者が納付する利用料金は、魅惑の里の指定管理者の収入とする。

2 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により承認を受けて定めた風呂棟に係る各区分ごとの利用料金の額から3割以内の割引をした額をもって、回数券を発行することができる。ただし、入湯税を含む回数券を発行する場合は、利用料金の額に入湯税の額を加えて得た額から3割以内の割引をした額をもって、回数券を発行するものとする。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「者」の次に「（以下「利用者」という。）」を加え、「別表」を「次条第2項」に、「使用料を」を「魅惑の里の施設等の利用に係る料金（以下「利用料

金」という。)を指定管理者に」に改め、同条第2項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第4項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第4条第1項中「以下「申請者」を「次条において「申請者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とし、第3条の次に、次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第4条 魅惑の里の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(利用時間等)

第5条 魅惑の里の利用時間は、別表第1の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げるとおりとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の利用時間を変更することができる。

(休園日)

第6条 魅惑の里の休園日は、7月20日から8月31日までの期間及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除き、木曜日とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の休園日以外の日に魅惑の里の全部若しくは一部を休園し、又は同項の休園日に魅惑の里の全部若しくは一部を開園することができる。

別表を削り、附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第5条関係）

区分		利用時間
簡易宿泊施設	宿泊	16時から翌日の10時まで
	一時利用	9時から15時まで
ケビンA	宿泊	16時から翌日の10時まで
	一時利用	9時から15時まで
ケビンB	宿泊	16時から翌日の10時まで
	一時利用	9時から15時まで
研修室		10時から22時まで
風呂棟	宿泊者	6時30分から8時30分まで 16時から23時まで
	一時利用者	11時から21時まで
木工陶芸及び農産加工施設		10時から16時まで
ギャラリー		10時から16時まで
バーベキュー施設		9時から21時まで
ふれあいホール		9時から22時まで
オートキャンプ 場テントサイト	宿泊	13時から翌日の11時まで
	一時利用	10時から16時まで
RVパーク		11時から翌日の10時まで
グラウンド・ゴルフ場		9時から16時まで

別表第2（第10条関係）

施設	区分		単位	利用料金の範囲
簡易宿泊施設	宿泊	幼児	1人1泊	750円から 1,950円まで
		小学校児童		1,100円から 2,860円まで
		その他12 歳以上の者		1,750円から 4,550円まで
	一時利用	1回4時間	1室	2,700円から

		以内		7,020円まで
ケビンA	宿泊		1棟	8,250円から 21,450円まで
	一時利用	1回4時間 以内	1棟	4,120円から 10,720円まで
ケビンB	宿泊		1棟	6,170円から 16,050円まで
	一時利用	1回4時間 以内	1棟	3,100円から 8,060円まで
研修室	1回4時間以内		1室	3,800円から 9,880円まで
風呂棟	宿泊者以外	幼児	1人	70円から 190円まで
		小学校児童		170円から 450円まで
		その他12 歳以上の者		300円から 780円まで
木工陶芸及び農 産加工施設	専用利用	4時間を超 えて利用す る場合	1室	3,100円から 8,060円まで
		4時間以内	1室	2,070円から 5,390円まで
	個人利用		1人	220円から 580円まで
ギャラリー	専用利用		1日	3,100円から 8,060円まで
			4時間以 内	2,070円から 5,390円まで

バーベキュー施設	屋根付き	1回4時間以内	1区画	1,900円から 4,940円まで
		4時間を超えて1時間までごとに	1区画	470円から 1,230円まで
	野外	1回4時間以内	1区画	820円から 2,140円まで
		4時間を超えて1時間までごとに	1区画	220円から 580円まで
ふれあいホール	9時から17時まで		1時間までごとに	1,720円から 4,480円まで
	17時から22時まで		1時間までごとに	2,700円から 7,020円まで
	ピアノ		1回	2,570円から 6,690円まで
オートキャンプ場テントサイト	宿泊		1基	2,070円から 5,390円まで
	一時利用	1回4時間以内	1基	1,100円から 2,860円まで
R V パーク	宿泊		1区画	1,000円から 2,600円まで
グラウンド・ゴルフ場	1ラウンド4時間以内 24ホール		1人	250円から 650円まで

#### 備考

- 1 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。
- 2 「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する

日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

- 3 3歳未満の者が簡易宿泊施設の寝具を1人で使用して宿泊する場合は、幼児の利用料金を徴収する。
- 4 1人で簡易宿泊施設1室を利用して宿泊する場合の利用料金の額は、第10条第2項の規定により承認を受けて定めた利用料金の額の6割に相当する額以内の額を加算した額とする。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 5 ふれあいホールを利用する場合に、音響設備を使用するときは、第10条第2項の規定により承認を受けて定めた利用料金の額の1割に相当する額を加算し、冷暖房設備を使用するときは、1キロワット時当たり35円を加算する。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第3（第20条関係）

施設	区分		単位	使用料
簡易宿泊施設	宿泊	幼児	1人1泊	1,500円
		小学校児童		2,200円
		その他12歳以上の者		3,500円
	一時利用	1回4時間以内	1室	5,400円
ケビンA	宿泊		1棟	16,500円
	一時利用	1回4時間以内	1棟	8,250円
ケビンB	宿泊		1棟	12,350円
	一時利用	1回4時間以内	1棟	6,200円

研修室	1回4時間以内		1室	7,600円
風呂棟	宿泊者以外	幼児	1人	150円
		小学校児童		350円
		その他12歳以上の者		600円
	入浴回数券	11枚綴り	6,000円	
木工陶芸及び農産加工施設	専用利用	4時間を超えて利用する場合	1室	6,200円
		4時間以内	1室	4,150円
	個人利用	1人	450円	
ギャラリー	専用利用		1日	6,200円
			4時間以内	4,150円
バーベキュー施設	屋根付き	1回4時間以内	1区画	3,800円
		4時間を超えて1時間までごとに	1区画	950円
	野外	1回4時間以内	1区画	1,650円
		4時間を超えて1時間までごとに	1区画	450円
ふれあいホール	9時から17時まで		1時間までごとに	3,450円
	17時から22時まで		1時間ま	5,400円

			でごとに	
		ピアノ	1 回	5,150円
オートキャンプ	宿泊		1 基	4,150円
場テントサイト	一時利用	1 回 4 時間 以内	1 基	2,200円
R V パーク	宿泊		1 区画	2,000円
グラウンド・ゴルフ場	1 ラウンド 4 時間以内 2 4 ホール		1 人	500円

#### 備考

- 1 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。
- 2 「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- 3 3歳未満の者が簡易宿泊施設の寝具を1人で使用して宿泊する場合は、幼児の使用料を徴収する。
- 4 1人で簡易宿泊施設1室を利用して宿泊する場合の使用料の額は、使用料の額の4割に相当する額を加算した額とする。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 5 ふれあいホールを利用する場合に、音響設備を使用するときは、使用料の額の1割に相当する額を加算し、冷暖房設備を使用するときは、1キロワット時当たり35円を加算する。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例（以下「改正後の条例」という。）第15条の規定による指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に、この条例による改正前の廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(提案理由)

廿日市市吉和魅惑の里の管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第61号

廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成30年6月12日

廿日市市長 眞野 勝 弘

廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

- (4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件を拡大するなどのため、この条例案を提出するものである。



議案第 6 2 号

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

## 廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例

廿日市市介護保険条例（平成12年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

### 附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

(提案理由)

介護保険法施行令の一部が改正されたことにより、条例で引用している同令の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。



議案第63号

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成30年6月12日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第59条の20の3）並びに人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第2条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第5条第1号中「政令で定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に、「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第46条第1項中「政令で定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

## 第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）

第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指

定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型

通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第109条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第190条中「第17条の10」を「第17条の12」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令において指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことなどに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第64号

廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成30年6月12日

廿日市市長 眞野 勝 弘

廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令において介護保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、看護小規模多機能型居宅介護の申請者の資格に、病床を有する診療所を開設している者を加えるため、この条例案を提出するものである。



議案第67号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

平成30年6月12日提出

廿日市市長 眞野勝弘

1 財産の表示

所 在 廿日市市大野字対巖山299番4外4筆

種 別 土 地

地 目 宅地、山林及び雑種地

面 積 13,349.63平方メートル

2 取得価格 266,938,925円

3 相手方 廿日市市下平良一丁目11番1号

廿日市市土地開発公社

理事長 原 田 忠 明

(提案理由)

大野東部公園整備事業の用地を取得しようとするものであるが、買い入れようとする用地の予定価格が2,000万円以上であり、かつ、その面積が5,000平方メートル以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第68号

工事委託契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり廿日市市公共下水道根幹的施設（廿日市浄化センターその2）建設工事の委託契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成30年6月12日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 工事名 廿日市市公共下水道根幹的施設（廿日市浄化センターその2）建設工事
- 2 工事場所 廿日市市串戸一丁目20番1号
- 3 委託金額 443,000,000円
- 4 受託者 東京都文京区湯島二丁目31番27号  
日本下水道事業団  
理事長 辻原俊博

(提案理由)

廿日市市公共下水道根幹的施設（廿日市浄化センターその2）建設工事の委託契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第69号

工事委託契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり廿日市市公共下水道根幹的施設（宮島水質管理センターその2）建設工事の委託契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成30年6月12日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 工事名 廿日市市公共下水道根幹的施設（宮島水質管理センターその2）建設工事
- 2 工事場所 廿日市市宮島町1171番地3
- 3 委託金額 242,800,000円
- 4 受託者 東京都文京区湯島二丁目31番27号  
日本下水道事業団  
理事長 辻原俊博

(提案理由)

廿日市市公共下水道根幹的施設（宮島水質管理センターその2）建設工事の委託契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第70号

工事委託契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり山陽本線宮島口・前空間328k535m付近下水道管新設工事の委託契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成30年6月12日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 工事名 山陽本線宮島口・前空間328k535m付近下水道管新設工事
- 2 工事場所 廿日市市大野字早時地内
- 3 委託金額 179,491,000円
- 4 受託者 広島市東区二葉の里三丁目8番21号  
西日本旅客鉄道株式会社  
執行役員広島支社長 北野 眞

(提案理由)

山陽本線宮島口・前空間328k535m付近下水道管新設工事の委託契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

## 議案第 7 1 号

### 財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 12 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

#### 1 財産の表示

品 名 小型動力ポンプ付水槽車

数 量 1 台

2 取得価格 54,972,000 円

3 相手方 広島市中区舟入南三丁目 13 番 3 号

株式会社 三葉ポンプ

代表取締役 長 田 豊

(提案理由)

廿日市消防署に配備する車両を取得しようとするものであるが、買い入れようとする車両の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

